資料１－３

水道料金の改定について

１　千早赤阪水道事業について
２　水道料金の値上げについて
３　改定後の料金について

令和８年９月13日
大阪広域水道企業団

1　千早赤阪水道事業について（大阪広域水道企業団による運営）

- 千早赤阪村の水道事業は、平成29年度に大阪広域水道企業団（以下「企業団」）と統合し、千早赤阪水道事業として企業団が運営しています。
- 企業団は大阪市を除く府内42市町村によって設立された、特別地方公共団体（一部事務組合）です。消防組合等と同様に行政の特定の業務を広域的に実施しています。
- 企業団では府内42市町村に水道用水を供給しています。さらには千早赤阪村を含む府内19市町村の水道事業を運営しています。

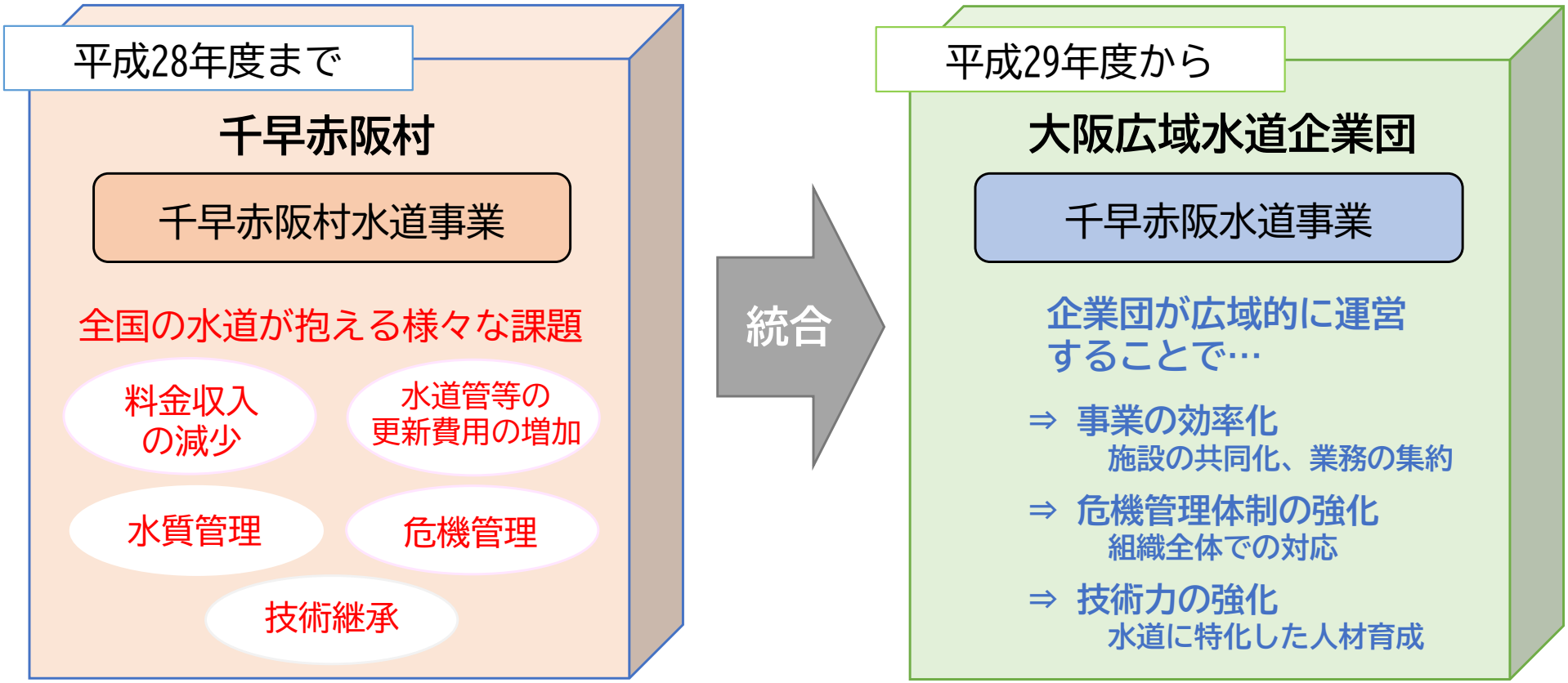

1　千早赤阪水道事業について（千早赤阪水道事業の水道施設）

- 千早赤阪水道事業は現在、村内に２つある浄水場（岩井谷浄水場・千早浄水場）による自己水に加え、川野辺受水場で企業団の水道用水供給事業から受水（企業団水）しています。
- 自己水と企業団水の比率は概ね７：３となっています。
- 岩井谷浄水場の水源は渇水頻度が高く、現在、同浄水場を廃止し、企業団水に切替える工事（村内連絡管の整備）を進めています。

※ 近年の渇水･･･R4(夏季)、R4～R7(冬季) など

R7(冬季)は節水要請

【岩井谷浄水場】
・村内の約67%に供給
・築造後50年以上経過
・耐震性を有していない
・老朽化が著しい
・水源の水量、水質が不安定

【千早浄水場】
・平成28年に更新
・耐震性を有している

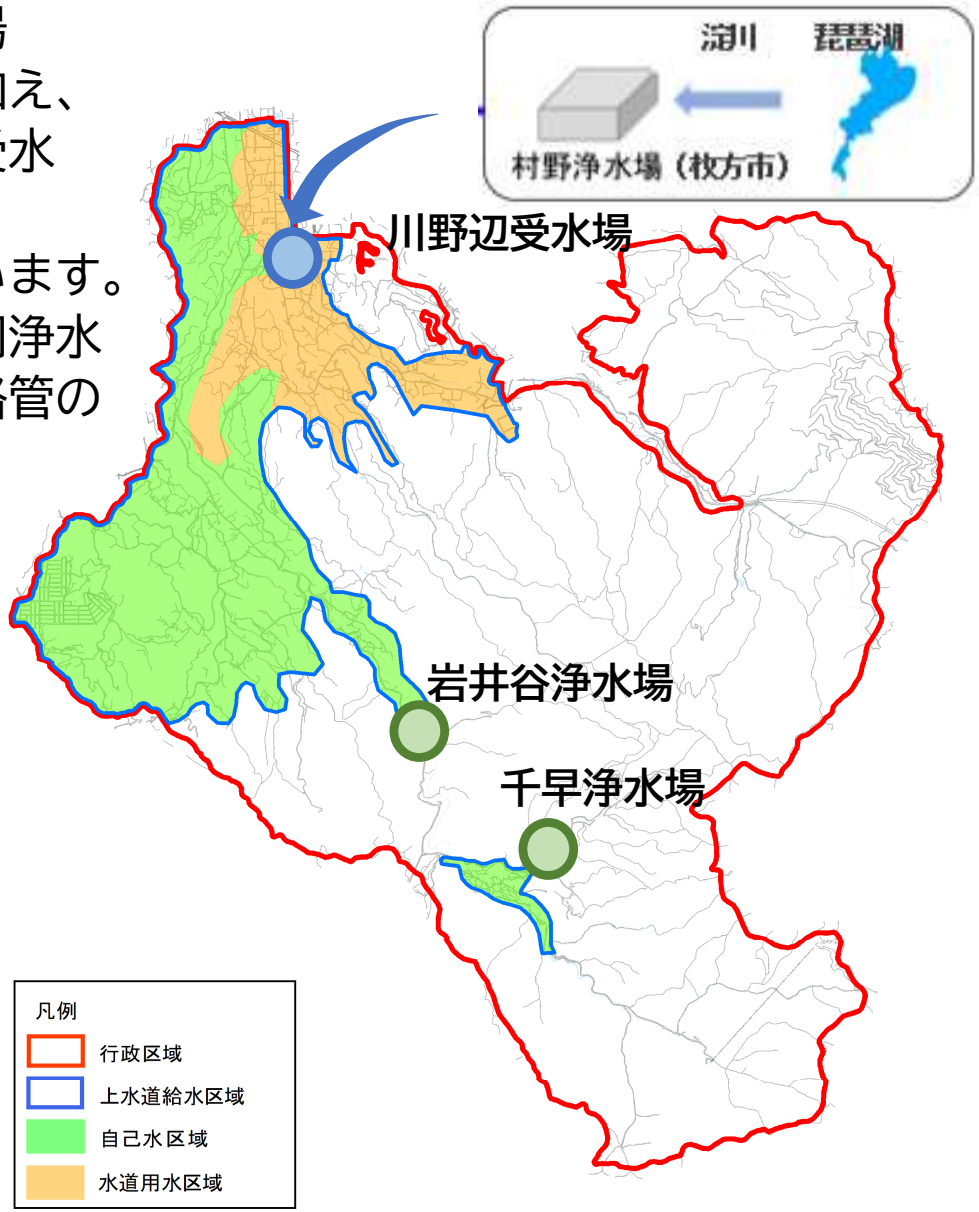

＜給水区域と施設位置図＞

1　千早赤阪水道事業について（水道水の使用状況）

- 家庭内で１日に使用する水道水の量を１人当たりに換算すると約230Ｌとなります。
- 会社や学校、飲食店や公園など家庭外での使用量は約70Ｌで、合わせて１人当たり１日300Ｌの水が使われています。（使用する頻度や水量には個人差があります。）

家庭内での水道水の用途別使用割合

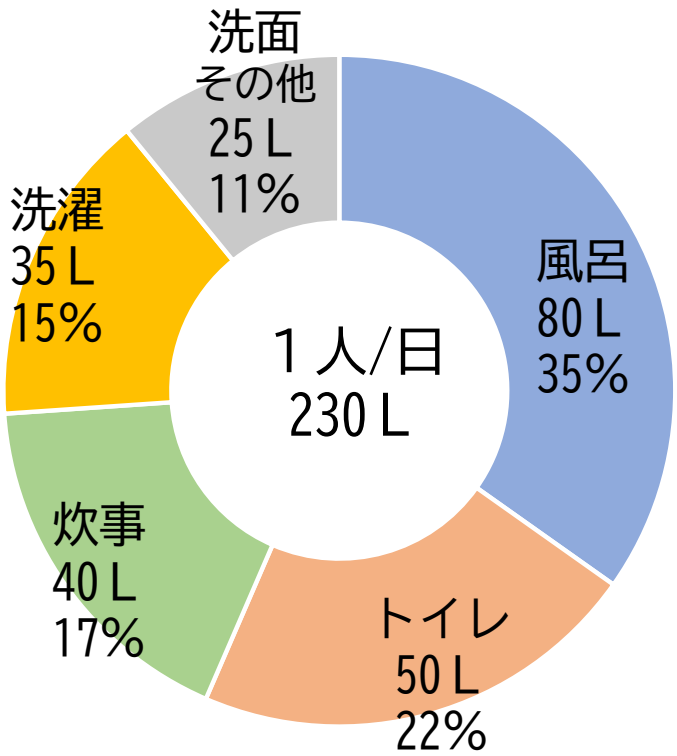

【出典】いま知りたい水道－日本の水道を考える－
（厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 2023年３月）

千早赤阪村の使用者の場合
（令和７年度実績）

生活用水の１世帯１月当たりの平均使用水量

約15㎥

生活用水の使用水量の件数
（１月当たり）
１位：使用水量９㎥　年間942件
２位：使用水量15㎥　年間932件
３位：使用水量14㎥　年間888件

1　千早赤阪水道事業について（水道事業の経営）

- 水道事業にかかる費用は水道をご使用の皆様にお支払いただく水道料金で賄っています。
- 収入は水道料金のほか、統合後の平成29年度から令和８年度までの10年間、主に村内連絡管の整備を進めるため村から8,800万円/年の補助を受けています。

千早赤阪水道事業の収益的収支の状況（令和6年度）

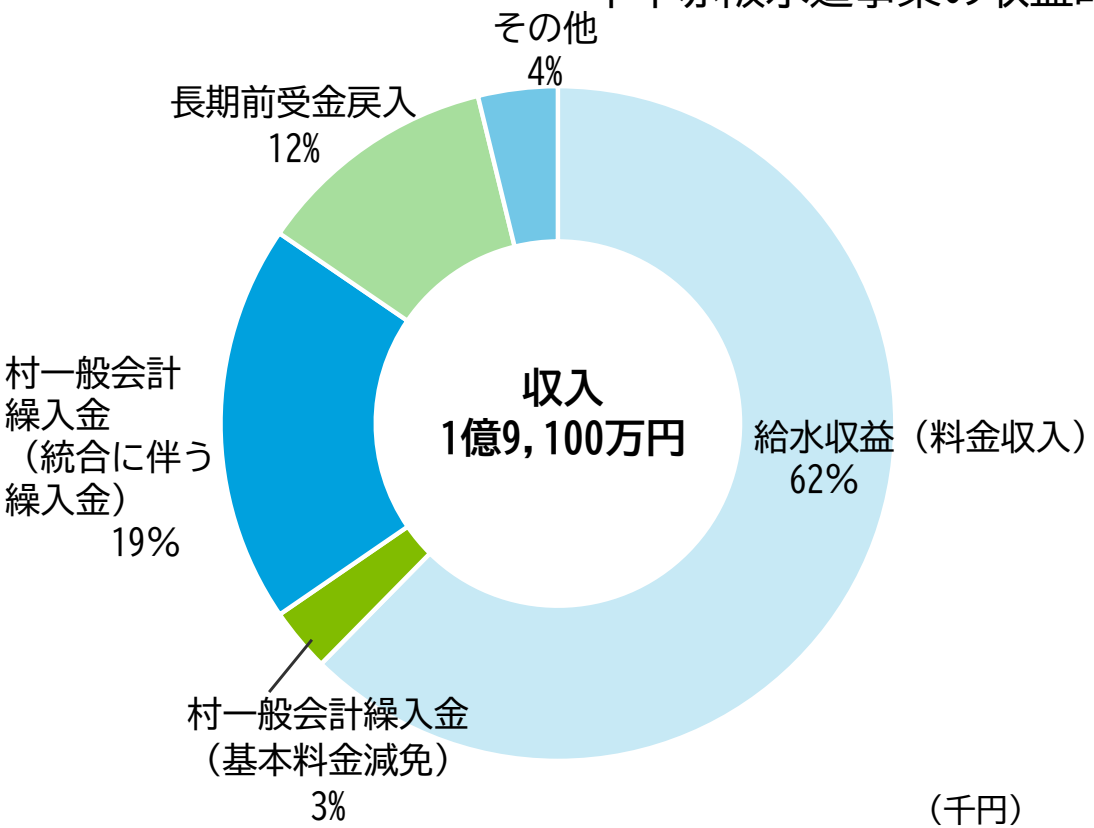

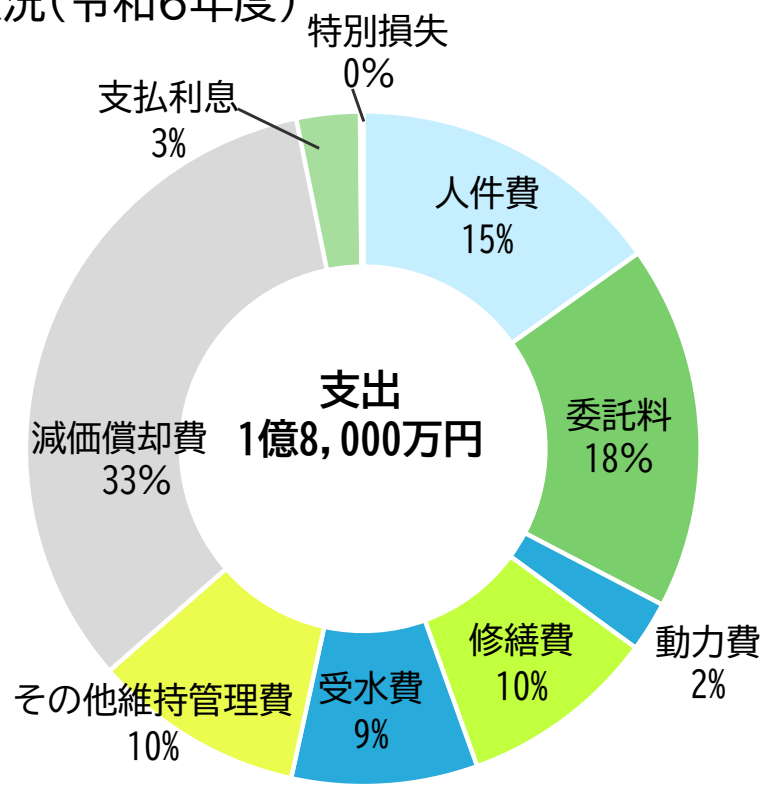

（千円）

内訳				
給水収益（料金収入）	村一般会計繰入金（基本料金減免）	村一般会計繰入金	長期前受金戻入	その他
119,386	5,829	36,583	22,288	6,715

（千円）

内訳								
人件費	委託料	動力費	修繕費	受水費	その他維持管理費	減価償却費	支払利息	特別損失
27,246	31,458	4,305	17,024	16,015	18,221	59,766	5,455	283

・収支の差額は積立金として翌年度以降の支出の財源となります。
・長期前受金戻入：資産取得時に財源とした国補助金、負担金等を減価償却費に対応して収益化する会計上の手続きです。
・減価償却費：固定資産の取得原価を当該資産の耐用年数によって規則的に費用として配分し、これと同額を資産の簿価から減らしていく会計上の手続きです。

1　千早赤阪水道事業について（水道料金の具体的な使途）

- 水道料金は、検針業務等の委託費など営業活動に必要な費用や安全な水道水を安定的に供給し続けるための水道施設の維持管理、更新・耐震化の費用に充てられています。

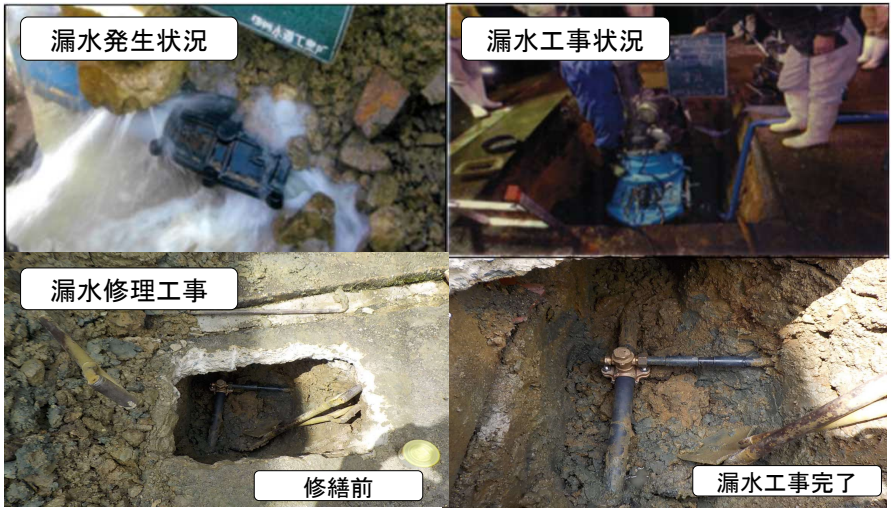

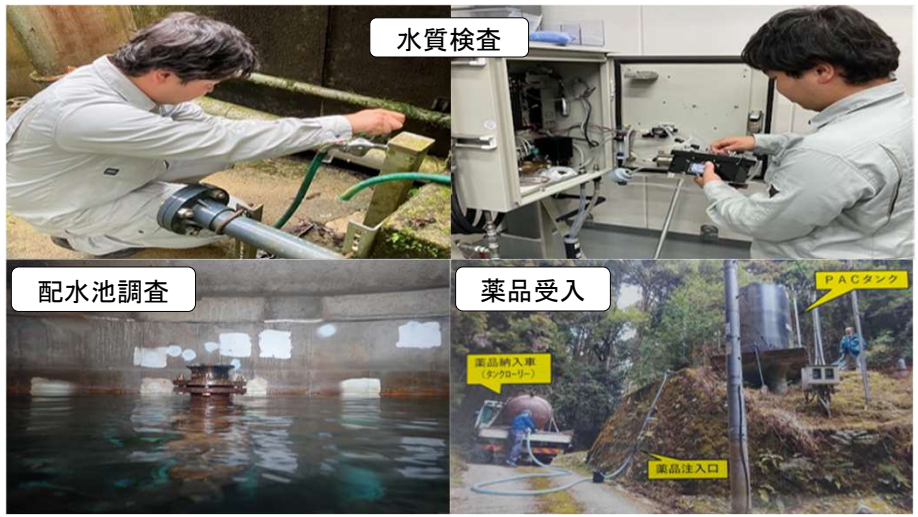

1　千早赤阪水道事業について（現在の水道料金）

- １か月に20㎥の水道水を使用したときの水道料金は4,433円（税込）です。
  ※水道メーターの口径が13㎜の場合
- 令和４年４月に平均改定率26%の料金値上げを実施しました。
  （平成７年度の平均25%改定以来、消費税の改定を除き27年ぶりの値上げ）

●現在の料金制度の概要

・千早赤阪水道事業として個別に料金を設定

・水道料金は「基本料金」、「従量料金」で構成

・基本料金は口径別で設定

●下水道を使用している場合は、水道料金と下水道使用料を合わせて請求・徴収

《１か月に20㎥使用したとき》

4,433円（水道）＋2,442円（下水道）
＝6,875円

※今回、下水道使用料の改定はありません。

１㎥当たり245円※1で水道水を蛇口までお届けしています。

（１Ｌ当たり0.245円）

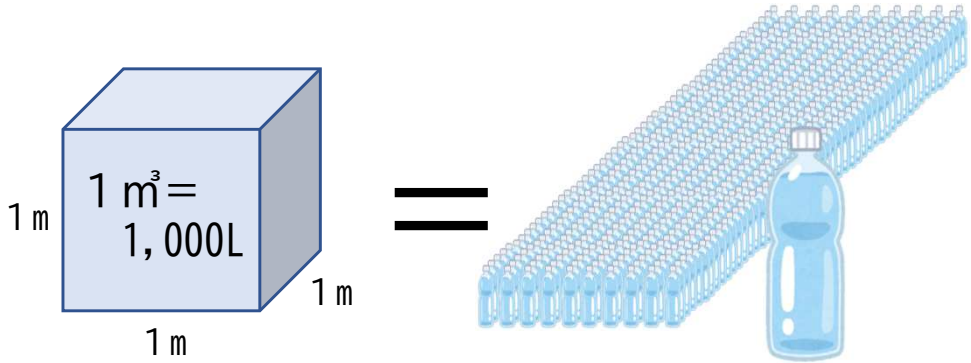

水道料金を算定する使用水量の単位

ペットボトル水
２Ｌ×500本相当

水道料金は
ペットボトル水の価格の約250分の１以下です※2

※1　令和6年度 給水収益 1億2,500万円÷有収水量 51万㎥＝245円で計算した単価
※2　２Ｌのミネラルウォーターの単価を118円/本(税抜)として計算
小売物価統計調査（動向編）2025年11月参照

1　千早赤阪水道事業について（現在の水道料金）

他の公共料金との比較

- 水道料金は他の公共料金と比べても低い傾向にあります。

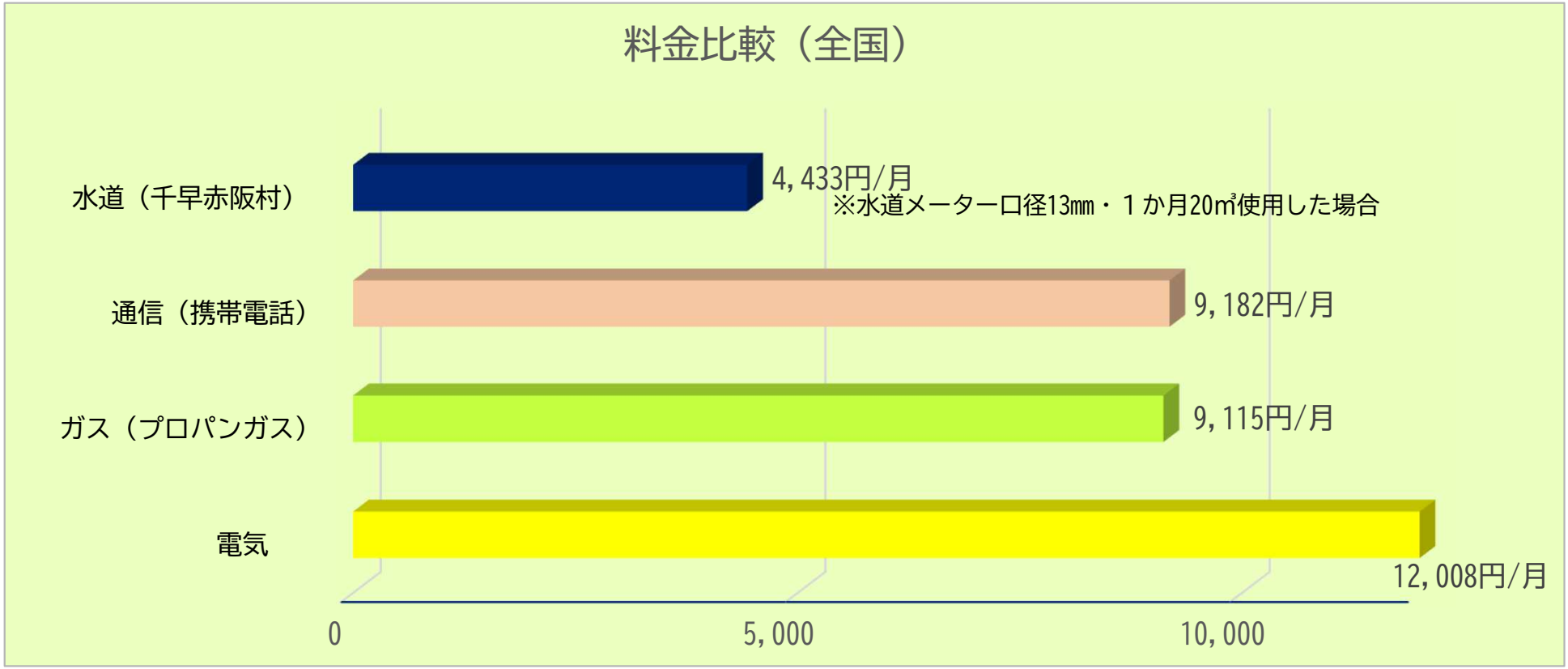

1. 通信（携帯電話）、電気の使用料は「(品目分類)　第5表　1世帯当たり年間の品目別支出金額，購入数量及び平均価格（二人以上の世帯）　e-Stat 政府統計の総合窓口」、「(品目分類)　第6表　都市階級・地方・都道府県庁所在市別1世帯当たり年間の品目別支出金額，購入数量（二人以上の世帯）　e-Stat 政府統計の総合窓口」より算出
2. ガス(プロパンガス)は「「液化石油ガス市況調査」(令和6年10月末現在)　経済産業省　資源エネルギー庁」より算出
※ 電気は国の電気・ガス価格激変緩和対策による値引きが反映されています

２　水道料金の値上げについて（概要）

料金の値上げ(概要)

- 令和４年度改定時において、令和９年度以降単年度損益の赤字が見込まれ平均28%の料金改定が必要となる見通しでした。
- 近年の物価上昇などの影響により令和４年度改定時の見込みより財政収支が悪化する見通しです。
- このような状況でも、水道施設の維持管理（修繕など）や整備（村内連絡管など）を継続していく必要があります。
- 引き続き、企業団として効率的な事業運営に努めますが、それでもなお生じる単年度損益の赤字を解消し、事業運営に必要な資金を確保するため料金改定が必要です。

安定給水の確保に向けて

- 村において料金抑制のために令和９年度から令和11年度まで新たな繰入金（3,600万円/年）の検討をいただいています。
- これにより令和９年４月からの水道料金は「平均28%の料金値上げ」を内容とする改定が必要です。
- 全体請求件数の約６割を占める１か月当たりの使用水量が15㎥までの使用者の料金は、1,000円以内となるような値上げを行います。

次ページ以降で詳しくご説明します。

2　水道料金の値上げについて（水道事業の経営環境）

収支の見通し（現行料金）

- 収入は、料金収入の減少や令和９年度以降統合に伴う村からの繰入金（8,800万円/年）の終了(国制度にあわせて終了)などにより減少する見通しです。

- 支出は、近年の物価上昇により維持管理費や建設改良費(工事費)が増加しています。
また、令和10年10月から村内連絡管が供用開始するため、受水費や減価償却費が増加します。
一方で、岩井谷浄水場の廃止により施設管理に係る委託料が減少する見通しです。

- 資金残高は令和７年度から事業運営に必要な資金（給水収益の３か月分）が不足しており、令和９年度以降は資金がショートする見通しです。

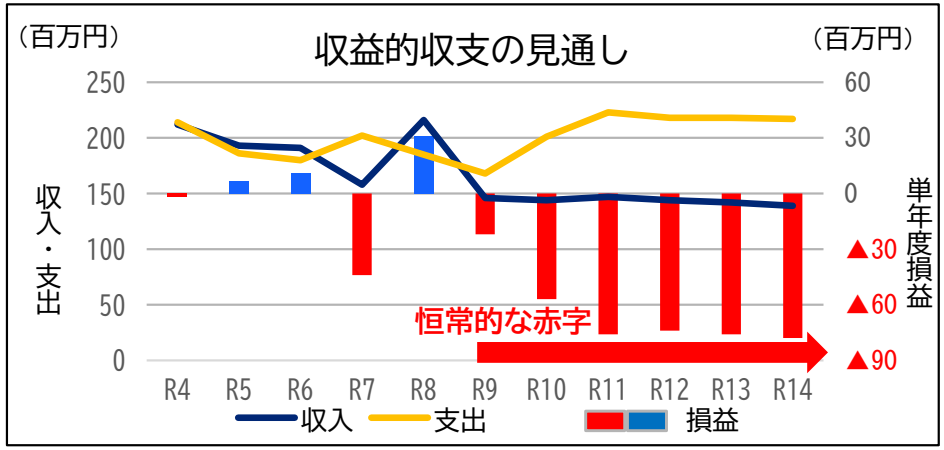

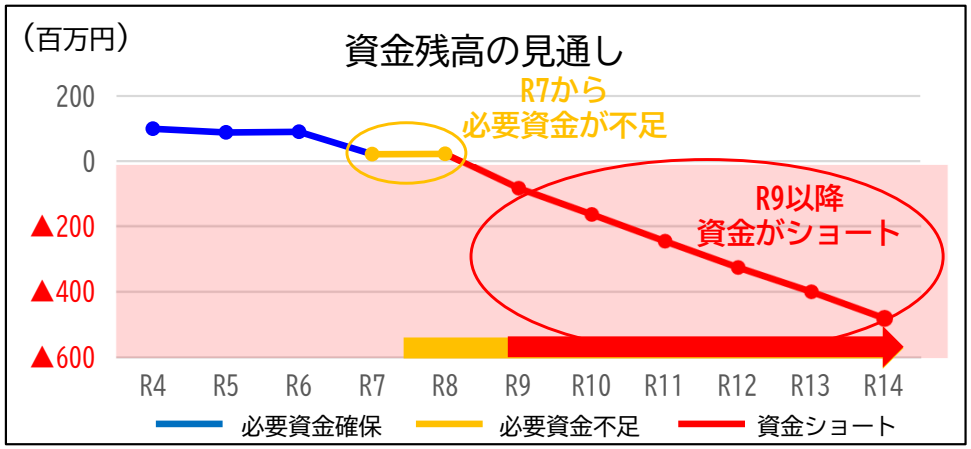

※令和8年度までの村からの繰入金(8,800万円/年)がない場合･･･令和8年度まで単年度損益は赤字、資金は令和8年度以前からショート

2　水道料金の値上げについて（水道事業の経営環境）

料金収入の減少（現行料金）

- 給水人口の減少に伴い使用水量（有収水量）が減少する見込みです。そのため、収入の多くを占める料金収入（給水収益）も減少することになります。

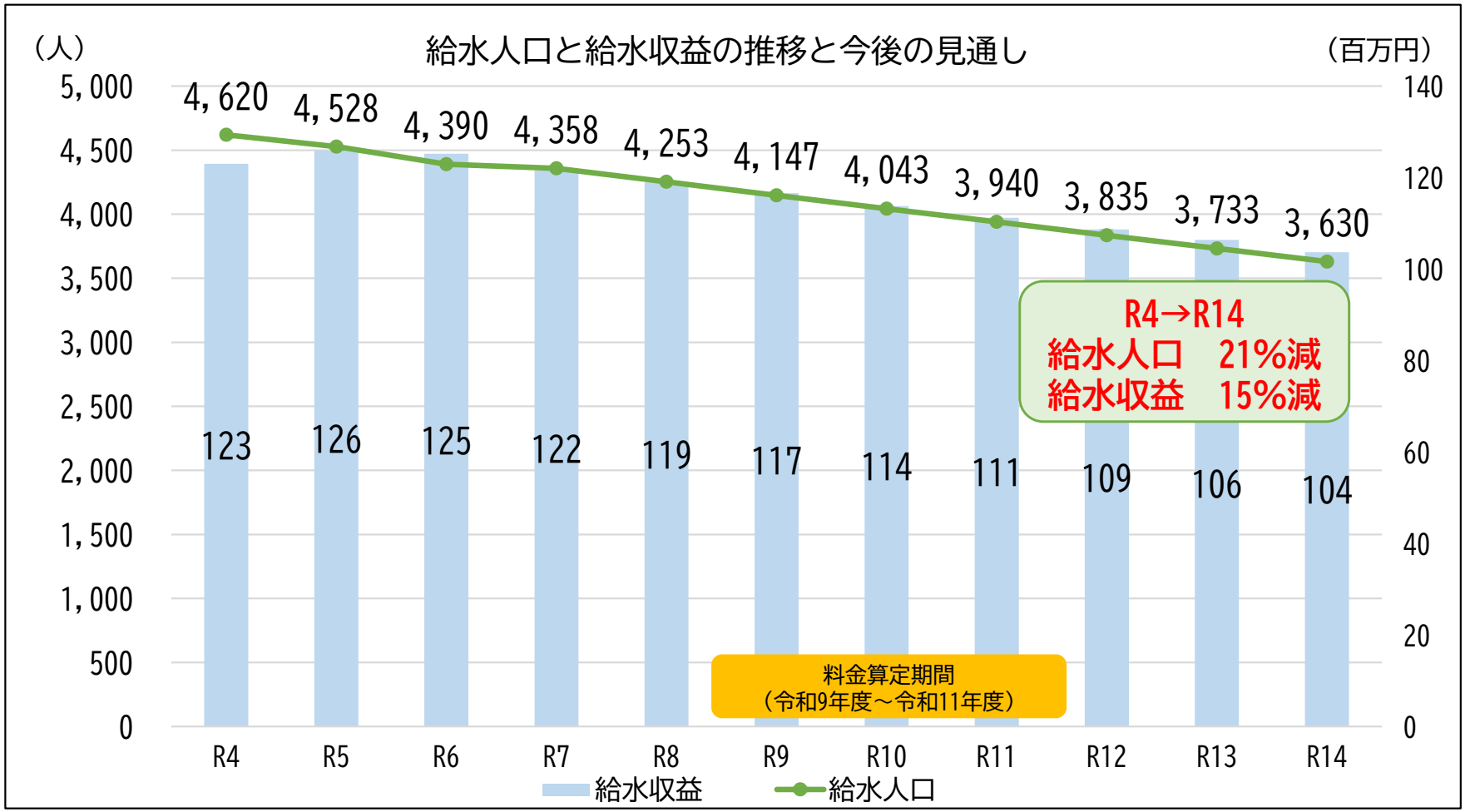

※ 令和４年度から令和６年度は実績値
※ 令和４年度に料金改定(平均改定率26%)を実施
※ 給水収益は令和４年度は新型コロナウイルス感染症、令和５年度、令和６年度は物価高騰の影響を受けて実施した基本料金減免の財源である千早赤阪村一般会計繰入金を含む。

2　水道料金の値上げについて（水道事業の経営環境）

村繰入金に係る地方財政措置

- 企業団と村の水道事業の統合後10年間（平成29年度～令和８年度）は、企業団の広域化に関する工事への国補助制度があります。
- あわせて、令和８年度までは、村が企業団の広域化に関する工事に繰入金を支出した場合に国から繰入金の60%相当が村へ地方財政措置（地方交付税措置）されるという、非常に有利な制度を活用することができました。

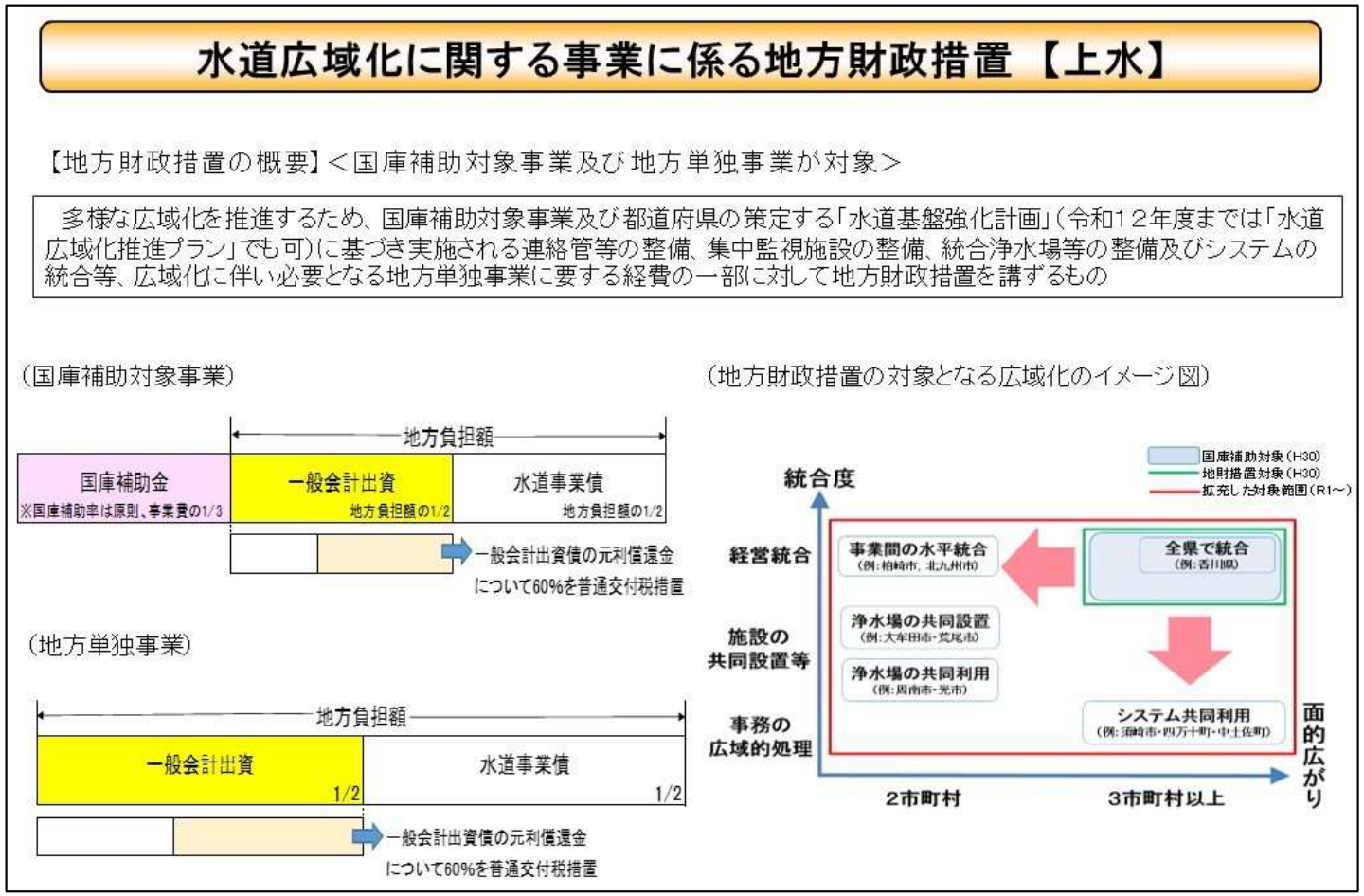

2　水道料金の値上げについて（水道事業の経営環境）

村内連絡管の整備

- 現在、岩井谷浄水場を廃止し、新たに小吹台受水場とそこで受水した企業団水を村内に給水する村内連絡管の整備に取り組んでいます。
（供用開始予定：令和10年10月から。令和11年度以降減価償却費が約3,000万円/年増加します。）
- これにより災害に強い水道施設や管路が整備され、地震や台風等による給水停止リスクが低減されます。また、渇水のリスクが大幅に低減されます。

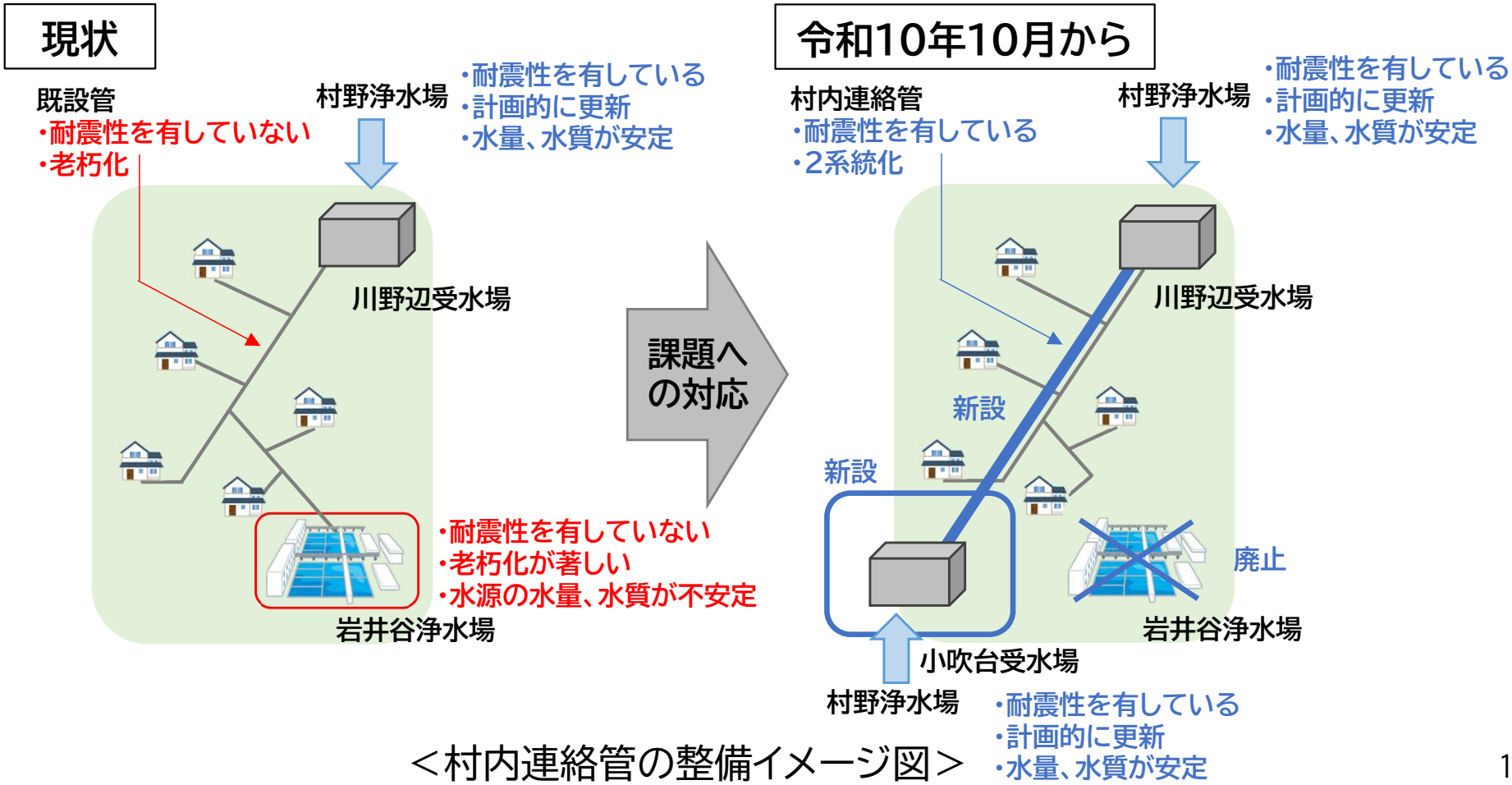

＜村内連絡管の整備イメージ図＞

２　水道料金の値上げについて（必要な料金の増収額）

必要な料金の増収額（新たな村からの繰入金を反映）

- 令和９年４月の料金改定により、料金算定期間である令和９年度から令和11年度までの収支を黒字化し、必要な資金を確保します。
- 村において、料金抑制のために令和９年度から令和11年度まで新たな繰入金（3,600万円/年）の検討をいただいています。これにより、料金改定率は52.5%⇒28%まで抑制できる見込みです。

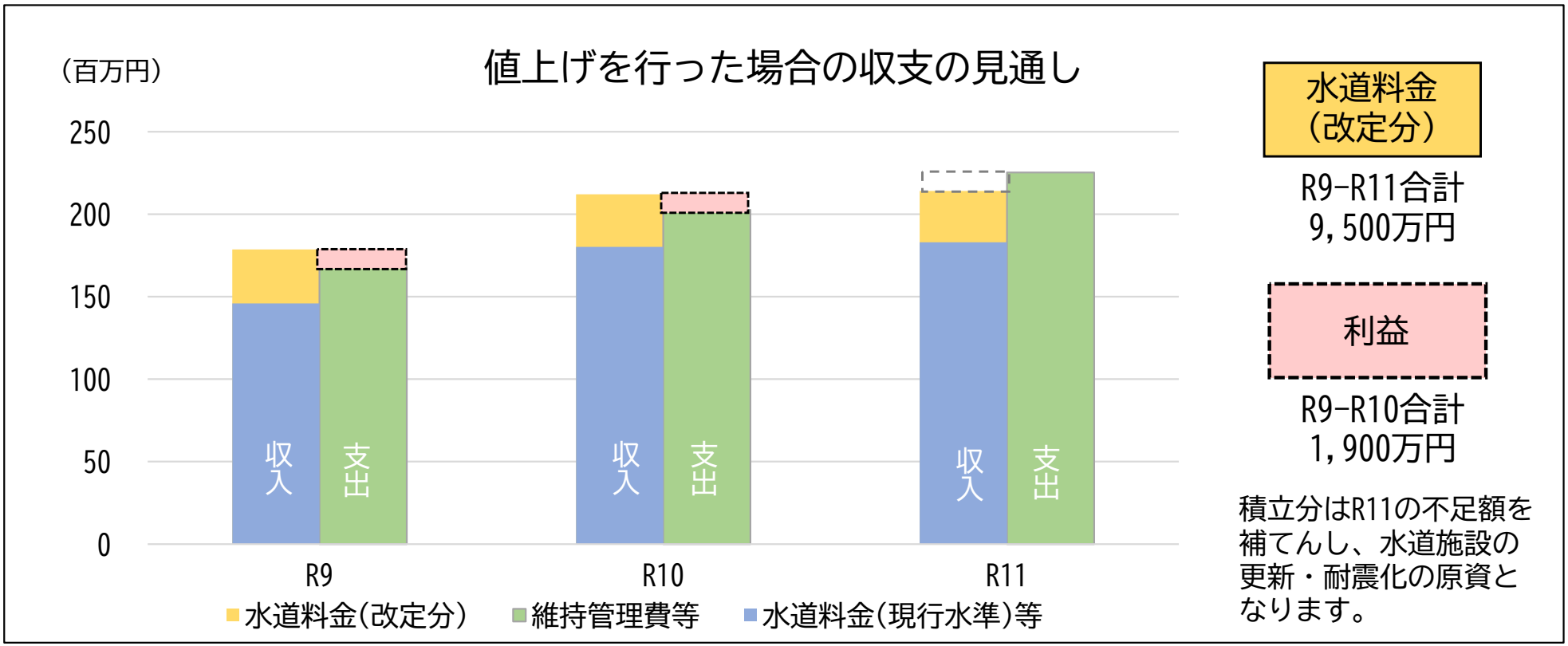

２　水道料金の値上げについて（今後の財政収支の見通し）

収支の見通し（改定後の料金）

- 今回、水道料金を値上げした場合、料金算定期間（令和９年度から令和11年度）において、料金算定期間中の期間損益の黒字が確保でき、かつ事業運営に必要な資金を確保できる見込みです。

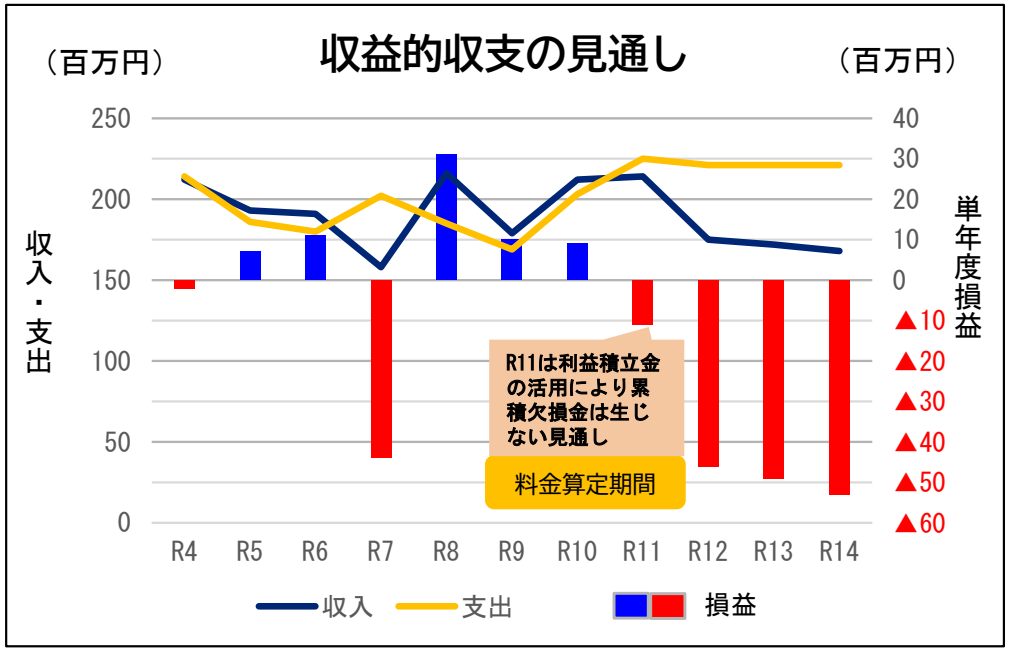

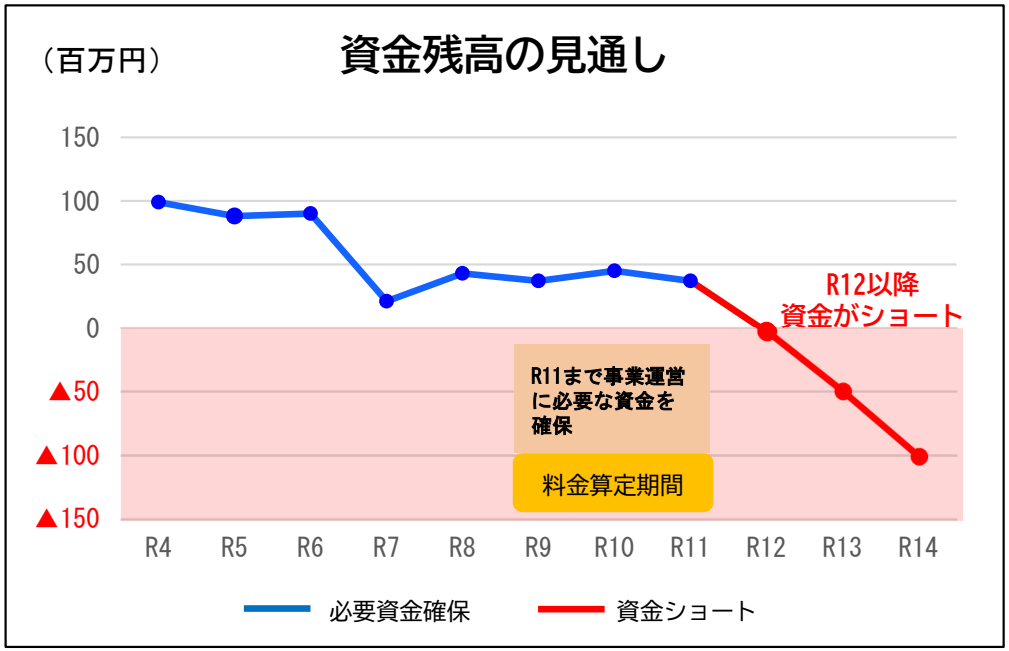

- 令和12年度以降の料金については、今後受水費単価（水道用水供給事業の料金）についても値上がりする可能性があるため、その影響を考慮して検討する必要があります。

２　水道料金の値上げについて（企業団統合後の取組）

- 企業団では、統合による広域化のメリットを活かして、水道事業の運営基盤の強化や料金負担を軽減できるよう、経営改善に取り組んでいます。

運営基盤の強化

危機管理体制の強化、技術力の強化など

① 災害時における応急給水活動等、バックアップ体制の充実
・企業団との統合後、組織的な応援体制による災害対応が可能となっています。
※令和７年12月～令和８年１月の渇水時には、企業団全体で応援体制を構築して対応しています。

② 技術職員の採用、育成、配置
・企業団で採用した技術職員（土木職員、設備職員等）を水道センターへ配置し、技術継承や技術力の強化に取り組んでいます。

収入の確保

平成29年度～令和８年度の国交付金の見込額：３億2,200万円

① 企業団との統合に伴う国からの交付金（平成29年度から令和８年度まで）を活用します。

② 令和８年度以降も地震対策等に係る国からの交付金の確保に努めます。

支出の削減

令和９年度～令和11年度（料金算定期間）の支出削減の効果額：4,500万円

① 千早赤阪水道センターと近隣の２水道センター(太子、河南)を統合し、順次一体的かつ効率的な水道事業の運営に取り組んでいます。【実施済（令和７年４月から)】
② ２か月に１度、２か月分の水道料金のお支払いへ変更（令和８年４月～全村域に拡大）し、収納コストを削減しています。【実施済（令和８年４月から)】
③ 岩井谷浄水場の廃止により、維持管理費を削減します。【令和10年10月から】

サービスの向上

水道使用者の利便性向上

① 水道の使用開始・中止・名義変更のインターネット手続を導入しています。【実施済（令和４年４月から)】
② 水道料金、下水道使用料のクレジットカード支払を開始しています。【実施済（令和８年４月から)】
③ 使用水量や水道料金等のデータをインターネットから確認できるサービスを提供しています。【実施済（令和８年４月から)】

3　改定後の料金について

現行の料金表と改定後の料金表の比較

＜現料金表＞　（税抜）

口径	基本料金
13mm	1,180円
20mm	1,300円
25mm	1,530円
30mm	4,540円
40mm	8,070円
50mm	14,740円
75mm	32,440円

従量料金単価

1㎥～10㎥・・・100円/㎥
11㎥～20㎥・・・185円/㎥
21㎥～30㎥・・・230円/㎥
31㎥～40㎥・・・260円/㎥
41㎥以上・・・285円/㎥

改定

＜新料金表＞　（税抜）

口径	基本料金
13mm	1,637円
20mm	1,803円
25mm	2,135円
30mm	6,387円
40mm	11,472円
50mm	21,059円
75mm	46,588円

従量料金単価

1㎥～10㎥・・・121円/㎥
11㎥～20㎥・・・224円/㎥
21㎥～30㎥・・・278円/㎥
31㎥～40㎥・・・314円/㎥
41㎥以上・・・345円/㎥

【水道料金の計算方法（新料金表）】
メーター口径13mmで1か月に20m³使用した場合

水道料金 ・・・ 5,595円（①+②+③）

＝ 基本料金 ・・・ 1,637円 ①
＋
従量料金 ・・・ 3,450円 ②
（121円×10m³＋224円×10m³）
＋
消費税 ・・・ 508円 ③

○メーター口径の確認方法

ご自宅に設置している水道メーターの蓋の表面部にメーター口径の記載があります。

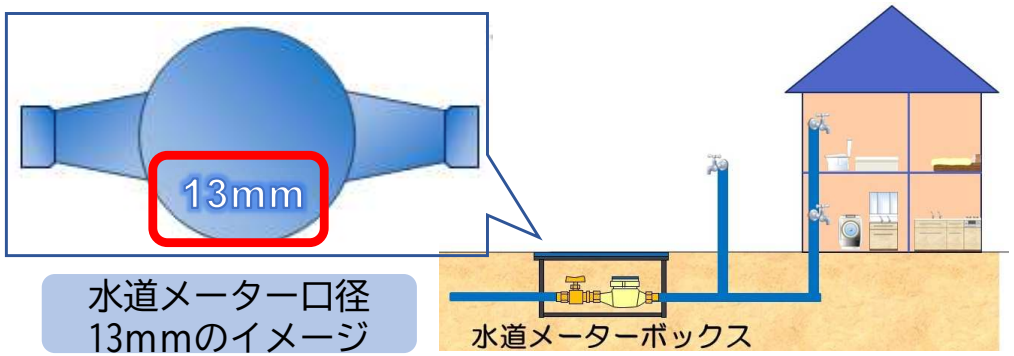

水道メーター口径
13mmのイメージ

3　改定後の料金について

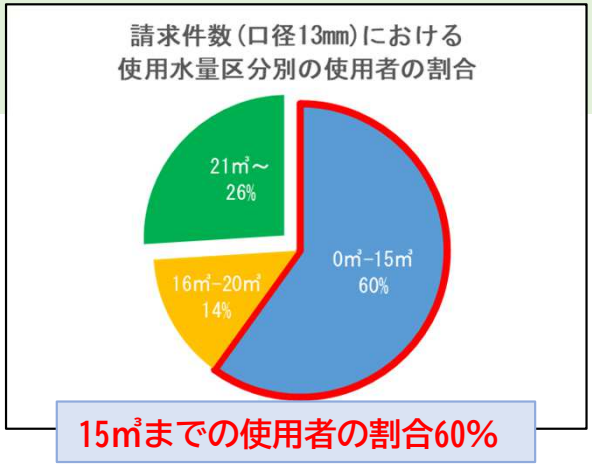

使用水量ごとの１か月当たりの水道料金

メーター口径　１３㎜の場合　１か月当たりの水道料金（税込）

	現行料金	改定後（令和９年４月）
1か月に　５㎥　をご使用	1,848円	2,466円　（＋618円）
1か月に　１０㎥　をご使用	2,398円	3,131円　（＋733円）
1か月に　１５㎥　をご使用	3,415円	4,363円　（＋948円）
1か月に　２０㎥　をご使用	4,433円	5,595円　（＋1,162円）

3　改定後の料金について

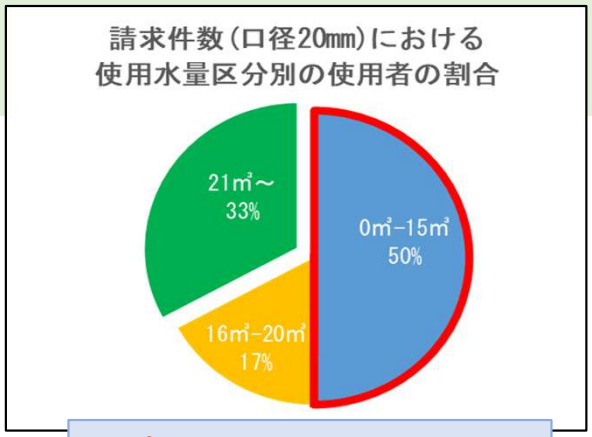

15㎥までの使用者の割合50%

使用水量ごとの１か月当たりの水道料金

メーター口径　２０㎜の場合　1か月当たりの水道料金（税込）

	現行料金	改定後（令和９年４月）
1か月に　５㎥　をご使用	1,980円	2,648円　（＋668円）
1か月に　１０㎥　をご使用	2,530円	3,314円　（＋784円）
1か月に　１５㎥　をご使用	3,547円	4,546円　（＋999円）
1か月に　２０㎥　をご使用	4,565円	5,778円　（＋1,213円）

３　改定後の料金について

改定後の料金の適用時期について

- 料金改定は令和９年４月１日から施行します。
- 令和９年３月31日までは旧料金、令和９年４月１日からは新料金が適用されます。

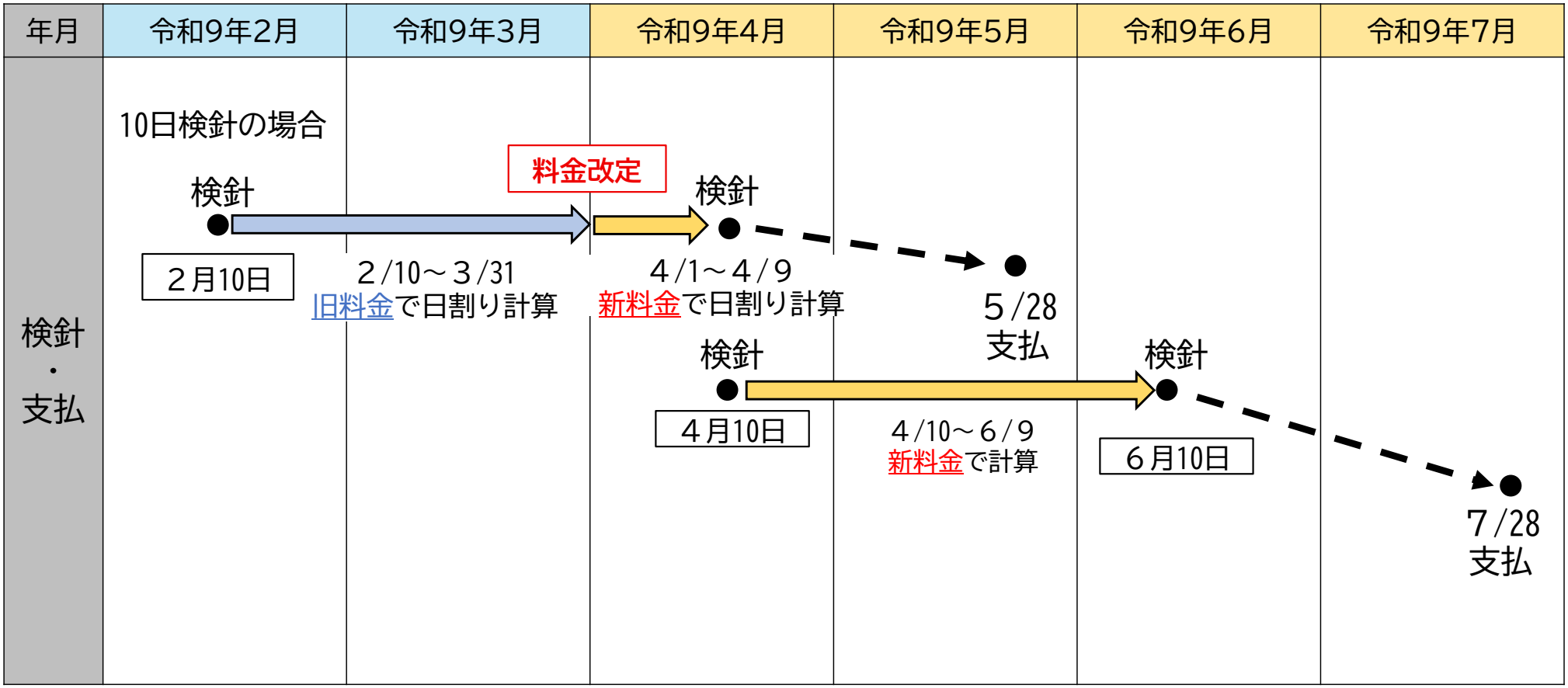

※　千早赤阪水道事業は２カ月分ごとに検針・請求を行います。

これからも安全な水道水を
安定してお届けするため
村民の皆様のご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。

大阪広域水道企業団
イメージキャラクター
「みずまる」

検討内容の詳細は･･･

下記の企業団ウェブページ（大阪広域水道企業団　経営･事業等評価委員会　千早赤阪水道事業料金検討部会）をご覧ください。

https://www.wsa-osaka.jp/suido/chihayaakasaka/15682.html

【お問い合わせ先】
大 阪 広 域 水 道 企 業 団
経 営 管 理 部　経 営 企 画 課
電 話：０６-６９４４-６８６４